

第14次労働災害防止計画と産業保健

本年度から2027（令和9）年度までの5カ年計画として「第14次労働災害防止計画」がスタートした。この「第14次労働災害防止計画」の特徴として、重点課題ごとに「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の2種類の数値目標の設定などが挙げられるが、本特集では厚生労働省による同計画の解説をはじめ、新たな労働災害防止計画を踏まえ、各労働局と労働災害防止団体が計画している今後の活動方針などを紹介する。

特集1 第14次労働災害防止計画の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 計画課

1. 概要

中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現する必要がある。このため、2023（令和5）年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」が策定された。本稿では、本計画の概要について紹介する。

2. 計画の目標

本計画では、これまでの計画と異なり、アウトプット指標とアウトカム指標が設けられた。後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力のもと、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。さらに、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

計画期間中、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく国等の実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証することとしている（表1）。

3. 安全衛生を取り巻く現状

死亡災害については、2015（平成27）年に1,000人

図1. 休業4日以上死傷者数（労働者死傷病報告）

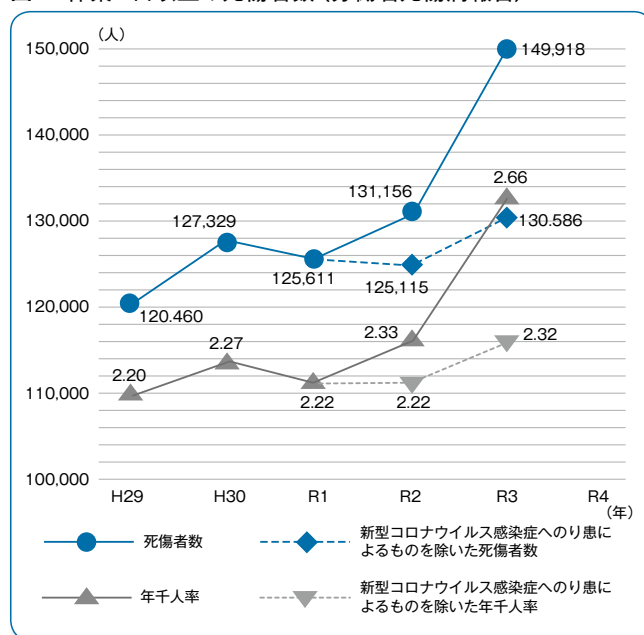


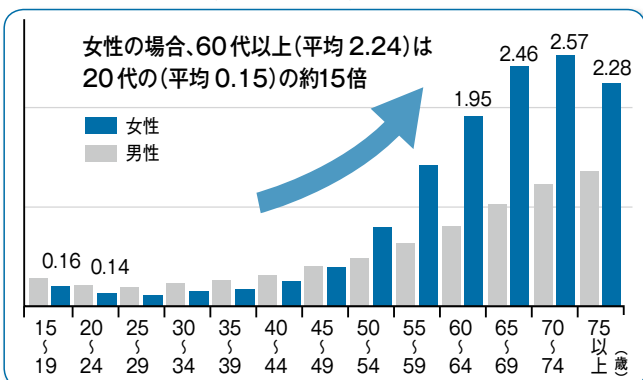
表1. 第14次労働災害防止計画 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標（新設）	アウトカム指標
（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（重点対策②） ■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲） ■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③） ■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	■ 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④） ■ 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	■ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
（エ）業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑤） ■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 ■ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 ■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。 ■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷災害件数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。 ■ 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
（オ）労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦） ■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ■ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	■ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧） ■ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ■ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	■ 化学物質の性状に関連する強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。 ■ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 ※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

を切った後も、減少傾向にある。一方、死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中（2018年～2022年）増加の一途をたどっている（図1）。

内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」（23%）、「動作の反動、無理な動作」（14%）が死傷災害全体の約4割（37%）を占めている。そのうち、転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。男女ともに中高年齢層で高くなっているが、特に女性は60歳代以上では20歳代の約15倍となっているなど、高年齢の女性の転倒災

図2. 転倒の発生率（性別・年齢別）



出所：労働者死傷病報告（令和3年）、労働力調査（基本集計第1-2表・年次・2021年・役員を除く雇用者）

図3. 雇用者数及び60歳以上の雇用者が占める割合

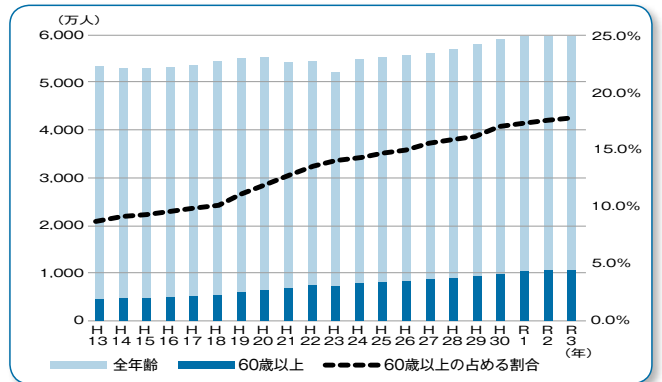
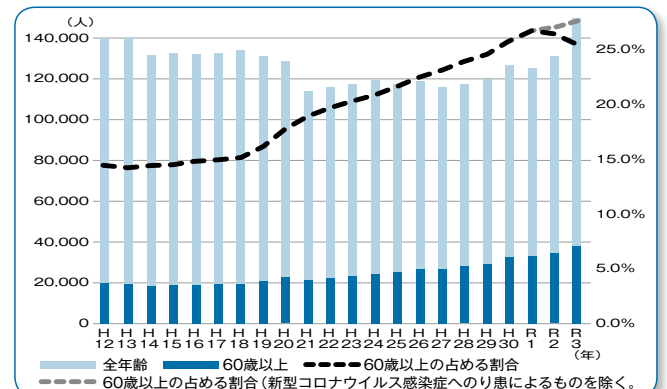


図4. 労働災害による死傷者数及び60歳以上の労働者が占める割合



害の発生率は高くなっている(図2)。

また、全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がりで増加しており、2021(令和3)年のデータでは約2割となっている(図3)。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、その結果、令和3年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上の死傷者数の全年齢に占める割合は25%を超えているほか、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている(図4)。その他、災害動向の詳細や労働者の健康を巡る動向等については、計画本文を参照いただきたい。

4. 計画の重点事項ごとの具体的取組

本計画は、後述の8つの重点を掲げて、その取組の促進を図ることとしている。計画に記されているそれぞれの重点毎の事業場に取り組んでいただきたい主な事項を次に紹介する。なお、計画では、事業場の取組の推進に向けた国等の取組も記載されている。本稿では紙面の都合上、主な取組のみを記載しており、必要に応じ、計画本文を参照されたい。

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ・DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。

(2) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラ

ムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。

- ・非正規雇用労働者も含めたすべての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。(再掲)
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において検討中。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・労働災害が依然として多発している次の業種について重点的に取り組む。具体的には、陸上貨物運送事業においては荷役作業に係る安全対策に、建設業においては高所からの墜落・転落防止に向けたリスクアセスメントに、製造業においては機械の製造時のリスクアセスメントを通じて残留するリスク情報を使用者への提供を通じて機械災害の防止にそれ

ぞれ取り組む。林業においては伐木作業等のガイドラインについて労働者に周知を図り労働災害の防止に取り組む。

(7)労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

イ 過重労働対策

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
- ①時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
- ②年次有給休暇の確実な取得の促進
- ③勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

ウ 産業保健活動の推進

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(8)化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業

者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。

- ①化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ②化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業にともなう労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

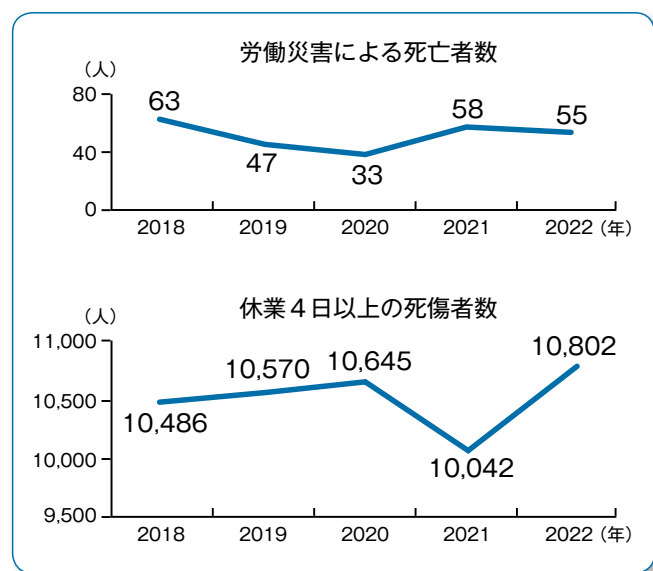
エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

1. 東京都内の労働災害の現状

東京都内の労働災害は、2022年は死亡者数が55人となり、休業4日以上之死傷者数（死亡者数を含む）は10,802人（死亡者数、死傷者数ともに新型コロナウイルス感染症により患を除いたもの）となり、死亡者数は2021年と比べて減少しているが、死傷者数は増加している（図1）。

図1. 東京都内の労働災害発生状況（2018年～2022年）



業に対し、企業本社が主導する全社的な安全衛生対策を推進するよう働きかけ、東京発の安全衛生対策を全国の事業場へ普及拡大することにより、全国の労働災害の減少を実現させていくこととする。

② 都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策

都心においては、今後も都市開発プロジェクトに関連する工事等に伴い、新規入職者の増加が見込まれるとともに、近年においては、「危険意識の低下」、「作業の慣れ」による労働災害も多く発生していることから、安全衛生意識の啓発及び危険感受性の向上等に資するとともに波及効果が期待できる安全衛生教育ツールの作成、活用を図る。

③ 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

安全衛生対策は、労働者のみならず国民的課題であるにもかかわらず、一般社会でも認知度は十分とはいえない状況にある。

国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校が連携して取り組む必要があることから、行政の取組内容についても、誰もがわかりやすく、アクセスしやすいよう、「Safe Work TOKYO」のロゴマークを活用して「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、マスコミ等を通じて広く国民にアピールする（図2）。

図2. 「Safe Work TOKYO」のロゴマークとキャッチフレーズ



2. 第14次東京労働局労働災害防止計画 ～3つの基本的な考え方～

このような状況の中、東京労働局では、本年3月に「第14次東京労働局労働災害防止計画」（計画年度：2023～2027年度）を策定しました。東京都内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、下記の3点を基本的な考え方として取り組んでいきます。

① 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

東京には、総合建設業大手企業、全国に多店舗展開する小売業等の大手企業をはじめ、資本金10億円以上の企業の半数以上が本社機能を置いている。これらの企

3. 目標

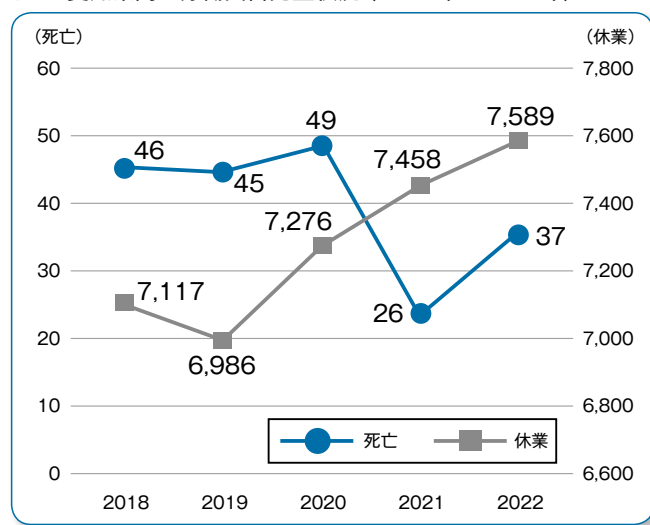
- ・ 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに死亡者数を5%以上減少させる。
- ・ 死傷災害については、2022年と比較して2027年までに死傷者数を5%以上減少させる。

愛知労働局 労働基準部 安全課

1. 愛知県内の労働災害の状況

2022年度末をもって満了した愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画期間においては、「危なさに向きあおう」をキャッチフレーズに、正しいリスクアセスメントの推進に取り組んできたところである。年間の死亡者数については、2021年は統計開始以来もっとも少ない26人を記録し、2022年も37人と、2年連続して同期間における目標とした40人を下回ることとなったものの、なお多くの尊い命が奪われている状況にあることから、引き続き正しいリスクアセスメントの推進に取り組んでいく必要がある(図1)。

図1. 愛知県内の労働災害発生状況(2018年~2022年)



※新型コロナウイルス感染症によるものを除いた値

2. 第14次労働災害防止推進計画(愛知労働局版)

今年度より2027年度までの5カ年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画(以下「第14次計画」)を策定した。同計画を策定するに当たり、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生きがいをこれまで以上に持てること、そして経営トップにおける安全衛生へのコスト意識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにすることを課題としたものである。

このため、第14次計画においては、「自律」と「ポジティ

ブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポジティブ」な安全衛生管理を促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと繋げていく計画とした。

そのための重点事項として「安全経営あいち[®]」の推進に取り組み、具体的な目標成果(アウトカム指標)として、
・死亡災害は早期に、25人を下回ること。
・死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずること。
を掲げた。

3. 目標

経営者が持つべき視点として、いわゆるPQCDSME(生産性、品質、原価、納期、安全、士気、環境)の7つがある。これらはどれひとつも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできない。しかし、安全と生産性・品質・コスト等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解がある。

加えて、リスクアセスメントが、「危ないと感じたところ」に点数づけをし、その点数を下げるもの、という誤解もある。リスクアセスメントとは、事業にともなって生じる「作業」と「危険源」との関わり調査という本質の理解促進が必要である。

正しいリスクアセスメントを通じ、現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、PQCDSMEを同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることにも繋がる。愛知労働局では、安全管理も経営課題のひとつととらえ、PQCDSMEと一体的に、戦略的に管理する経営手法である「安全経営」の推進を提唱している。

気運の醸成のため、「安全経営あいち[®]」のロゴ及び名

称を愛知労働局の商標として特許庁に登録するとともに(図2)、その理念に賛同し、リスクアセスメントに取り組む意欲のある事業者に、ロゴや名称の使用を可能とする「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を推進していく計画である。

図2.「安全経営あいち®」のロゴマークとキャッチフレーズ



佐賀労働局 労働基準部 健康安全課

1. 佐賀県について

陶都佐賀県は、そう呼ばれる所以たる伊万里・有田焼、唐津焼などの焼き物文化をはじめ、吉野ヶ里遺跡に代表される貴重な文化財や、唐津くんちの曳山行事などの伝統的催事等、全国に誇る多彩な地域文化が根付いている。その他、国内外から100機を超えるバルーンが集まるアジア最大の熱気球大会である「佐賀インターナショナルバルーンフェスタ」が毎秋に開催され、佐賀の秋の空を美しく彩る、そのような深い歴史と文化を有する魅力的な県である。

2. 佐賀労働局第14次労働災害防止計画

「第13次労働災害防止計画」期間中の目標たる死亡災害の前期比15%減、死傷災害の前期比5%減に対し、実績は死亡災害は15.8%減、死傷災害は11.1%増であった(新型コロナウイルスのり患による労働災害を除く。以下同じ)。

業種別では製造業、建設業及び陸上貨物運送事業の三業種で死傷災害全体の過半数を構成するが、その比率は低下傾向にある一方、小売業・社会福祉施設を中心とする第三次産業の占める割合が、前期39.4%から今期43.9%に上昇している。

事故の型別では、転倒、動作の反動・無理な動作の2類型で4割を超えた。

年齢別では60歳以上が年々件数・構成比ともに上昇し続け、期間中全体で初めて3割を超えた。

以上の傾向及び管内の実情を踏まえ、全国版第14

次労働災害防止計画(以下「14次防」)から新たに盛り込まれた17項目のアウトプット指標と13項目のアウトカム指標を設定、その達成を目指して、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、作業行動起因・高年齢労働者等の労働災害防止対策、メンタルヘルス対策・過重労働対策等の労働者の健康確保対策の推進など8つの重点事項を中心に取り組むことを骨子とした佐賀労働局版14次防を策定した。

3. アウトプット指標とアウトカム指標

佐賀労働局版14次防では、全国版のアウトプット指標、アウトカム指標とほぼ同様の項目を設定したが、数値については佐賀県内の事業場の実情を踏まえて、アウトプット指標のうちの転倒災害対策ほかいくつかの項目について全国版とは異なる設定とした。

さらに、アウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体として期待される結果について、死亡災害については全国版では最終年同士を比較して5%減少を掲げているところ、佐賀労働局版では期間中総件数同士を比較して全国版を上回る15%減少とした。死傷災害については、全国版では基準年2022年と比較して2027年までに減少に転ずるとしているところ、佐賀労働局版では期間中総件数同士を比較して減少に転じることとした。

以上の指標の達成を目指して8つの重点事項を中心に事業場及び関係団体とともに死亡災害の撲滅、死傷災害の減少に向けて5年間粘り強く取り組んでまいりたい。

特集3

第14次労働災害防止計画を 推進するための中災防の取り組み

中央労働災害防止協会

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5カ年を計画期間とする第14次労働災害防止計画（以下「第14次防」）が目指すのは、「誰もが安全で健康に働くことのできる社会」である。その実現に向け、働く高年齢者の増加、働き方の多様化、デジタル技術の一層の進展などを踏まえて、事業場等の安全衛生活動を総合的に支援していくことが求められる。本稿では、第14次防に掲げられた重点事項を中心に、中央労働災害防止協会（以下「中災防」）の支援の取り組みを紹介する。

1. 中央労働災害防止協会の概要

中災防は、事業者の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて安全衛生の向上を図ることを目的として、1964（昭和39）年に設立された団体である。

中災防は、本部及び併設する労働衛生調査分析センター、全国9地区の安全衛生サービスセンター（支所を含む）、東京及び大阪の安全衛生教育センター、大阪労働衛生総合センター、独立した理事長直轄組織である安全衛生マネジメントシステム審査センターから構成されており、安全衛生の専門家集団として、事業場の安全衛生診断・指導、作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント等の技術サービス及び安全衛生に関する各種研修等を行っている。

2. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

第14次防では、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を進める必要があるとし、その推進の一環として、政府が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知を図り、労働災害の発生件数等と並んで「労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の導入の有無」等の開示を進める事業者を

支援する方針が打ち出された。OSHMSの導入を、第三者が客観的に証明するもののひとつが「ISO45001やJIS Q 45100の認証取得」である。

中災防では、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）の認定を受けた認証機関としての中立的立場で、客観・公平を旨として認証を行っている。特に、国際規格であるISO45001に、厚生労働省のOSHMS指針に盛り込まれた日本的な安全衛生活動を取り込んだ規格である「JIS Q 45100」の認証機関としては、中災防においてほかにない。

認証とは別に、事業者支援を進める立場で、中災防では中小企業を含めた幅広いOSHMSの普及・促進のため、「厚生労働省通達に基づくマネジメントシステム担当者向け研修」等を行ってきた。2022（令和4）年度からは、厚生労働省の補助のもと、製造業に続いて第三次産業事業場を対象として、導入の好事例を収集するほか、無料セミナーを開催している。

同じく2022年に立ち上げられた「SAFEコンソーシアム」^{（※）}に参加し、中小規模事業場等の安全衛生活動をサポートしていく。今後も関係機関と連携し、事業場の自主的な災害防止対策・取り組みへの支援を強化することとしている。

他方、中災防では、諸外国の最新の安全衛生情報を翻訳してウェブサイトに掲載しているほか、アジアの日系企業の安全衛生担当者を対象に、日本と現地で安全衛生教育を実施するなど、グローバル社会に応じた安全衛生対策推進を一層支援していく。

毎年開催している「全国産業安全衛生大会」も、事業者の機運醸成を図る絶好の機会である。より多くの参加を促し、安全意識の啓発、安全衛生活動の活性化などを後押しするほか、同大会と同時開催している安全衛生保護具・機器等の展示会「緑十字展」を通じ、今後

も最新の安全衛生情報の提供および共有化、企業間交流の促進などに寄与していく。

3. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

第14次防では、転倒による休業4日以上之死傷災害が労働災害全体の4分の1近くを占め、高年齢者の増加にともない、転倒災害や腰痛(動作の反動・無理な動作)による休業リスクもさらに増加することの懸念を踏まえ、中高年齢の女性を中心に、作業行動に起因する災害防止対策の推進を要請している。

中災防では、「転倒災害防止に役立つからだの使い方と作り方」「腰痛予防のための運動」などをテーマに、専門の講師を派遣し、事業場ごとにニーズに合った取り組みをサポートする。ゼロ災運動の手法である危険予知訓練(KYT)による危険感受性の向上や、指差し呼称による行動確認などは、作業行動に起因する災害の防止に有用であり、一層の活用を促す。また、従業員自身がどのようなエラーを発生しやすいのか、性格的な特徴があるのかを知ることができる「安全行動調査」を行っている。

4. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

第14次防では、事業者の取り組みとして、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善の推進等を挙げている。高年齢者の割合が年々増加するなかで安全・健康に働ける環境を確保するには、転倒や腰痛の予防・防止対策に加えて、労使がともに安全・健康への意識を高める必要がある。

中災防では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき行ってきた各種研修・セミナー、技術サービス、情報提供等の取り組みを加速させる。具体的には、人事・労務担当者を対象に、安全衛生面から見た高年齢労働者の人事・労務管理の進め方、加齢にともなう労働災害リスク、健康・体力の維持・向上につながる生活習慣に

関するセミナーを開催する。また、加齢にともなう身体機能の低下について理解し、ヒューマンエラー事故防止につなげるためのゼロ災運動関連の研修として「高年齢労働者を守る安全の再教育とKYT」なども展開していく。

5. 外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

第14次防では、外国人労働者数が約182万人、前年比9.5万人増加し、過去最多を更新(厚生労働省「令和4年の外国人雇用状況の届出」(令和4年10月末現在))したという状況下で、安全衛生教育マニュアルの整備や、健康管理についての事業主の取り組みの促進が求められている。

中災防では、母国語に対応した安全衛生関係の教材や冊子の提供、ユニバーサルデザインを採用して誰もが見やすく理解しやすい表示・標識等の提案などを進めてきている。さらに今後は、外国人労働者を対象としたオンラインによる母国語での安全衛生教育も実施する予定である。

6. 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策の推進

第14次防では、機械の使用者が適切なリスクアセスメントを実施できるよう、製造者に対し、残留リスクについての情報を、使用者に確実に提供するように求めている。また、危険な作業を信頼性の高い技術を有する機械等で置き換える「機能安全」を推進するとしている。

中災防では、機械設備のリスクアセスメントおよびリスク低減措置に関する研修、機械安全に関する基礎研修、入門研修のほか、既存設備を安全に使うための工学的な手法を演習などで学ぶ研修等を行っている。

7. 労働者の健康確保対策の推進

第14次防では、ストレスチェックの実施のみにとどまらず、その結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化するとしている。

中災防では、ストレスチェックが法に基づき義務化される以前の2002（平成14）年からストレスチェックサービスを行い、ノウハウや知見を蓄積してきた。これらを生かした集団分析結果を提供し、さらに、その結果を活用した職場環境改善を支援して、メンタルヘルス不調の予防をサポートする。具体的には、2023年度からは、料金体系の見直しを行い、事業場の労働者全体についての「健康リスクの評価」に係る分析結果を無料でオプションとして提供するようにした。同時に、小規模事業場にも導入しやすい料金に見直したところである。

このほか、産業医や保健師をはじめとする産業保健スタッフのための研修や、ハラスメント防止をテーマにしたセミナーなどにも一層力を入れていく。

8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

第14次防では、個別規制の対象外になっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その「自律的な管理」の定着が必要となっているとしている。

中災防では、法令制度の動向に対応した情報の提供を行うほか、研修等の実施を通じて労働者の危険または健康障害を防止するための取り組みを進める事業場を支援する。具体的には、化学物質のラベル表示・SDS（安全データシート）の交付を行う事業場向けの研修、リスクアセスメントの実施管理を担う化学物質管理者を養成するための専門的講習などを実施する。また、リスクアセスメント対象物のばく露濃度測定、分析手法の開発に取り組んでいく。

9. 安全衛生対策におけるDXの推進

第14次防では、労働者の協力を得て事業者が取り組むこととして、AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用した効率的・効果的な安全衛生対策、危険有害な作業の遠隔管理・遠隔操作・無人化などによる作業の安全化の推進のほか、プライバシー等に配慮しつ

つ、保険者と連携しての健康づくりなどのコラボヘルスが挙げられている。

中災防では、2022年度より、株式会社明電舎ほかと共同で、VR（仮想現実）を使った安全体感教育のコンテンツを作成（「ロール機巻き込まれ」「クレーン激突され」「ロールボックスパレット激突され」の3タイトルをリリース済み）しており、今後も年間4タイトルの制作を予定している。

また、同じく2022年度から、安全衛生動画の配信（オンデマンドサービス）も開始しており、社内研修や朝礼、安全衛生関係のイベント等をはじめ、テレワーク時、すき間時間にも手軽に学べるツールとして活用を呼び掛けていくこととしている。

10. まとめ

中災防では、これまで培ってきた労働安全衛生に関する豊富な知見や経験、高い技術力を生かして、今後とも関係者のニーズを踏まえた質の高いサービスの提供により、企業や団体の安全衛生活動をサポートし、労働災害の防止や働く人たちの健康増進に、いっそう貢献していく。

（注）SAFEコンソーシアム

労働災害防止に向けた機運の醸成や企業、労働者のみならず顧客やサービス利用者などのステークホルダーの行動変容を促すため、行政、大学等の研究機関、労働災害防止に取り組む企業・団体等から構成される協議体

参考：中央労働災害防止協会の取り組み

● 中小規模事業場安全衛生相談窓口

安全衛生に関するご質問・ご相談の窓口。安全衛生の専門的知見やノウハウを持った専門家がアドバイスいたします。
TEL：03-3452-6296（中災防本部）時間：9：00～17：00



● 転倒災害防止対策

厚生労働省及び労働災害防止団体では転倒災害防止対策を実施しています。中災防でも、この転倒災害防止のための特設サイトをさらに充実させ、事業場の皆様に役立つ情報を提供しています。



● エイジフレンドリー職場

高齢者の特性に配慮した職場＝エイジフレンドリー職場を目指すことは、すべての労働者が安全で健康に働ける快適な環境を整えることにほかなりません。ハード・ソフト両面からの対策と、それを後押しする施策・支援が求められています。

